

平成 25 年4月以降の ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン 予防接種について

鈴鹿市（平成 25 年 3 月 29 日）

予防接種法の改正により、上記の3ワクチンは、任意予防接種から定期予防接種に変更になります。この改正により、平成23年1月17日から平成25年3月31日まで実施する「ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンの接種費用助成制度」は、終了します。

4月1日以降の接種については、下記のとおりとなります。

ヒブ(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン

対象者 : 生後2カ月～5歳未満の方

接種費用 : 無料

ただし、接種開始が2歳以上の場合は自己負担あり（800円）

接種回数：接種開始年齢によって異なります

| 接種開始月・年齢 | 接種回数・接種間隔 | | 接種費用 |
|-------------|-----------|------------|------|
| 生後2月から7月未満 | 初回接種：3回 | 初回接種：20日～ | 無料 |
| | 追加接種：1回 | 56日の間隔で | |
| 生後7月から12月未満 | 初回接種：2回 | 追加接種：初回接種後 | |
| | 追加接種：1回 | 7～13月の間 | |
| 1歳以上2歳未満 | 1回 | | 800円 |
| 2歳以上5歳未満 | | | |

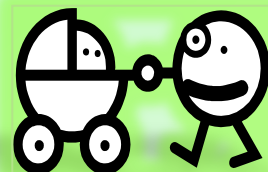
接種時に必要なもの： 鈴鹿市が定めた予診票、母子健康手帳、健康保険証

※ 平成25年3月31日までに交付を受けた

『鈴鹿市ワクチン接種予診票兼接種費用助成金交付申請書』について

そのまま医療機関で使用できますが、接種年齢により自己負担があります。

接種機関 別表参照



小児用肺炎球菌ワクチン

対象者 : 生後2カ月～5歳未満の方

接種費用 : 無料

ただし、接種開始が2歳以上の場合は自己負担あり（1100円）

接種回数 : 接種開始年齢によって異なります。

| 接種開始月・年齢 | 接種回数・接種間隔 | | 接種費用 |
|-------------|-----------|-------------|-------|
| 生後2月から7月未満 | 初回接種 : 3回 | 初回接種:27日以上の | 無料 |
| | 追加接種 : 1回 | 間隔で3回目の接種は | |
| 生後7月から12月未満 | 初回接種 : 2回 | 12月未満に完了する, | |
| | 追加接種 : 1回 | 追加接種:60日以上の | |
| 1歳以上2歳未満 | 2回 | 間隔で12～15月の間 | |
| 2歳以上5歳未満 | 1回 | 60日の間隔 | 1100円 |

接種時に必要なもの : 鈴鹿市が定めた予診票, 母子健康手帳, 健康保険証

※ 平成25年3月31日までに交付を受けた

『鈴鹿市ワクチン接種予診票兼接種費用助成金交付申請書』について

そのまま医療機関で使用できますが、接種年齢により自己負担があります。

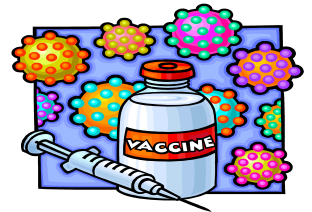
接種機関 別表参照

※ ワクチンの接種は10歳未満までできますが、
5歳以上での接種は
任意接種（接種費用は自己負担）になります。



子宮頸がん予防ワクチンのお知らせ

子宮頸がん予防ワクチンの対象者の方へ
接種費用の助成に関するお知らせです。対象年齢の区分を
ご確認いただき接種漏れのないようご注意ください。



既に、平成25年3月、中学生（平成9年4月2日～平成12年4月1日生まれ）女子の内、平成25年1月末までの未接種者に個別通知「はがき（オレンジ色）」を行い、接種希望の場合は医療機関へご連絡していただくようお知らせしています。

平成23年9月15日から、いままでの子宮頸がん予防ワクチン（サーバリックス®）に新たに（ガーダシル®）が追加されています。予診票セットには、両方のワクチンに関する説明書等が入っていますので、よくお読みください。
また、よくある質問を抜粋していますので参考にしてください。わからないこと等は、ワクチン接種前に医師にご確認ください。

平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれの女性（高3相当）の方へ



平成24年3月31日までに、1回以上接種した方の費用助成期間は、平成25年3月31日までの接種になります。

接種費用の助成は、平成25年3月31日までの接種で終了です。

3回目の接種が、平成25年4月1日以降に遅れた場合も、接種費用の助成は対象外になります。



平成25年4月1日より変更になります！！

平成8年4月2日から平成9年4月1日生まれの女子(高2相当)の方へ
平成25年3月31日までの接種が費用助成の対象です。

平成25年3月31日までに3回のワクチン接種を受けている

↓はい

接種は完了です

↓いいえ

平成25年4月1日以降の費用助成は、対象外になります。接種費用は、全額自己負担になります。子宮頸がん予防ワクチンは、決められた接種間隔で3回接種します。接種が途中の場合等、医師の指示に従ってください。



費用助成のある予防接種を受けるには、市が発行する予診票が必要です。
お手元がない場合、母子健康手帳をご準備いただき、健康づくり課へ
申請してください。

ワクチン接種は、接種開始から6ヵ月間で3回の接種となります。
接種間隔等は、医師の指示に従ってください。

接種するワクチンの種類によって2回目の接種間隔が異なります。
接種漏れのないようにお願いします。

ワクチン接種実施医療機関のご案内は、下記をご覧ください。
事前に、医療機関に接種日時等の確認をしてください。

平成25年4月1日以降

高校1年生相当，中学2・3年生の女子の方へ

平成9年4月2日から平成12年4月1日生まれの女性の方へ

平成25年1月末の1回目のワクチン未接種者に
ハガキ「オレンジ色」を送付しました！！

平成25年3月31日までに1回のワクチン接種を受けている

↓はい

引き続き，医療機関の医師の指示に従って接種を進めてください。

3回目の接種の公費助成期間は、平成25年9月末で終了です。

接種間隔を守って受けましょう。

国の示す接種間隔で接種をしなかった場合，接種費用が全額自己負担になり，接種による事故が発生した場合も国の予防接種健康被害救済措置の対象外になる場合があります。

↓

いいえ

接種開始：平成25年4月1日以降

平成26年3月31日までの接種の場合，接種費用は一部自己負担があります。

自己負担額：1回につき1，500円
(医療機関窓口にお支払いください)

接種開始が遅れ，平成26年4月以降に接種する場合：接種費用は，全額自己負担になります。

平成25年3月31日までに1回以上接種している方の自己負担はありません。ただし，平成25年10月以降の接種は，全額自己負担になります。

**平成25年4月1日以降 中学1年生
(平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ)の女性の方へ**



平成25年3月最終週に
個別通知「ピンク色のはがき」を送付しました



はがきの届かない場合や紛失の場合は、健康づくり課へ

市内の実施医療機関に、接種希望のご連絡をしてください



市外の医療機関での接種希望の場合、健康づくり課へ

「はがき」「母子健康手帳」「健康保健証」等を準備し、医療機関へ



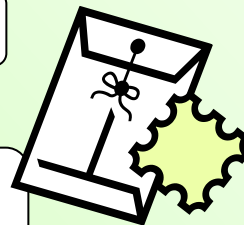
「はがき」と引き換えに「予診票セット」を受け取ります
体調がよければ、第1回目の接種を受けます



予診票セット：3回分の予診票、説明文書、チラシ、記録用紙
が入っています

引き続き医療機関の指示を受けてください。

無料接種期間の終了は、平成26年3月31日までですので、
接種漏れのないようにお願いします。



健康づくり課：☎059-382-2252

！！子宮頸がん予防ワクチン「よくある質問について」！！



Q1 子宮頸がん予防ワクチンは、複数回接種するのですか？

子宮頸がん予防ワクチンは、半年間に3回接種することにより十分な予防効果が得られるワクチンです。

接種は、初回・1～2ヵ月後・6ヵ月後と3回接種します。

必ず、同じ種類のワクチンを3回接種してください。

「サーバリックス®（2価）」と「ガーダシル®（4価）」では、1回目から2回目の接種間隔が異なります。

Q2 サーバリックス®ワクチンとガーダシル®ワクチンの違いは？

100種類以上の型があるHPV（ヒトパピローマウイルス）の中でも、子宮頸がんの原因となる高リスク型HPVは、15種類ほどあります。このうち、子宮頸がんの原因の約65%をHPV「16型」・「18型」が占めています。

【参照：ガーダシル「製品情報概要」、子宮頸がんとサーバリックスについて】

| | サーバリックス®（2価） | ガーダシル®（4価） |
|---------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 感染予防効果 | 発がん性 HPV16・18 型の感染予防 | 発がん性 HPV16・18 型の感染予防、尖圭コンジローマの発症に関する HPV6・11 型の感染予防 |
| 接種回数 | 3回 | 3回 |
| 接種間隔 | 初回接種（1回目） 1ヵ月後（2回目） 6ヵ月後（3回目） | 初回接種（1回目） 2ヵ月後（2回目） 6ヵ月後（3回目） |
| 予防効果の持続（成人女性） | 最長 6.4 年（平均 5.9 年） （海外臨床試験成績） | 少なくとも 4 年 （海外臨床試験成績） |
| 接種後の主な副反応症状 | かゆみ、注射部位の痛み・赤み・腫れ・胃腸症状・筋肉痛 | 注射部位の痛み・赤み・腫れ |

予防効果持続の調査は、現在も経過観察が続けられています。

接種後の主な症状は、頻度 10%以上とされているものです。

Q3 尖圭コンジローマって、どのような病気ですか？

尖圭コンジローマの発病に関係する HPV は、「6 型」・「11 型」です。
尖圭コンジローマとは、

直径 1～3 ミリ前後の良性のイボが性器や肛門のまわりにできる病気です。「痛み」や「かゆみ」がほとんどなく、さまざまな形状のイボができます。大きくなるとカリフラワーやニワトリのトサカのような状態になることもあります。

再発しやすく完治は難しいと言われています。

(参考：若い女性に増えている女性特有のがんを知っていますか。 - 子宮頸がんや尖圭コンジローマなどは予防する方法があります -)

Q4 再発性呼吸器乳頭腫症 (RRP) を知っていますか？

再発性呼吸器乳頭腫症 (RRP) とは

妊娠している女性が尖圭コンジローマを発症していると、出産するときに産道で赤ちゃんに HPV が感染してしまう可能性があります。

生まれて来た赤ちゃんが HPV に感染した場合、ごくまれですが「のど」に、イボができる再発性呼吸器乳頭腫症 (RRP) を発症してしまうことがあります。(参考：若い女性に増えている女性特有のがんを知っていますか。 - 子宮頸がんや尖圭コンジローマなどは予防する方法があります -)



Q5 子宮頸がん予防ワクチンは接種途中で変更できるのですか？

「サーバリックス® (2価)」と「ガーダシル® (4価)」は、いずれも同じワクチンを3回接種することになっています。

一方を接種後に別の一方を接種する場合の効果などは分かっていません。
1回目に接種したワクチンを2回目以降も接種してください。

Q6 子宮頸がん予防ワクチンを接種したいのですが、
どちらのワクチンでもよいのですか？

「サーバリックス®（2価）」・「ガーダシル®（4価）」どちらの場合も対象になります。ただし、いずれか一方のワクチン接種のみになります。

鈴鹿市が、配布している予診票セット（中学1年生は、医療機関で受け取る）には「サーバリックス®（2価）」・「ガーダシル®（4価）」に関する両方の資料が入っています。初回接種前によくお読みいただきどちらを接種するのか決めてください。

ワクチン接種を開始したら、途中で変更することはできません。

医療機関によっては、いずれかのワクチンのみの取り扱いの場合があります。ご確認ください。

Q7 母子健康手帳が見当たりませんが、ワクチンを
接種することはできますか？

母子健康手帳がなくても、接種できます！！



予防接種の記録用紙が、予診票セットに入っています。
母子健康手帳がない場合は、その用紙を大切に保管してください。
また、記録用紙は、母子健康手帳にはさみこみできるようになっていますので、母子健康手帳のある方は、のりづけしてください。
予防接種履歴は、未来に向けて必要になることがあります。
母子健康手帳がない場合、健康づくり課へご連絡ください。
過去の予防接種履歴をお知らせできる場合があります。



予防接種について

予防接種は、予防接種法に基づいて実施しています。法に基づいて次のように区別します。予防接種に係る事故の取扱いが異なります。

定期接種

法に基づいて市長の責任において接種します。

接種における事故に対して国の予防接種健康被害救済制度の対象になります。接種費用は無料又は一部自己負担です。

主な予防接種の種類：BCG・ポリオ・DPT・MR・日本脳炎・インフルエンザ（65歳以上）・小児用肺炎球菌・ヒブ・子宮頸がん予防ワクチン（HPV）

任意接種

接種医師と接種者（保護者）の判断で行います。

接種における事故に対して国の予防接種健康被害救済制度の対象外になります。接種費用は、自己負担があります。

主な予防接種の種類：高齢者肺炎球菌・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・B型肝炎・インフルエンザ（65歳未満）・接種期間・回数から外れた定期接種・

臨時接種

都道府県知事は、厚生労働大臣が定めるまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者・期日又は期間を臨時的に指定して行う予防接種 があり、この予防接種のことです。

定期予防接種による予防接種事故は、国の予防接種健康被害救済事業の対象ですが、任意接種とされる予防接種に関して事故が発生した場合は、「市が加入する予防接種に関する保険」と「医薬品副作用被害救済制度」で対応します。この場合、国の健康被害救済事業と同一ではありません。

接種時に必要な鈴鹿市が定めた予診票の交付について

【小児用肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチンの場合】

①出生時に配布する『予防接種のしおり』に同封します。
既に、予防接種のしおりをお持ちの方は次の②または③の方法で申請してください。

②すくすく広場，1歳半健診時に申請により交付します。

③申請により健康づくり課で交付します。

医療機関へ行く前に、必ず、予診票をご準備ください。

予診票は、上記の①～③のいずれかの方法で接種前に受け取ってください。

現在お持ちのヒブ・小児用肺炎球菌、『接種費用の助成申請書』も接種時に医療機関に提出することで接種費用の助成対象になります。医療機関での交付は、行いません。

【子宮頸がん予防ワクチン（HPV）の場合】

平成25年度の対象者（女性）

予診票がお手元にない場合、健康づくり課へお問い合わせください。



【 お問い合わせ先 】 鈴鹿市保健福祉部健康づくり課

TEL:059-382-2252, FAX:059-382-4187
月曜日～金曜日, 8:30～17:15

